

はじめに



誰もが犯罪に遭うことなく、安全で安心して暮らすことは、県民全ての願いです。

しかしながら、不幸にして犯罪に巻き込まれ、被害を受けた方やそのご家族、ご遺族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、その後も、周囲の理解不足などによる二次的被害に苦しめられることも少なくありません。

こうした方々が、再び平穏な生活を営むためには、関係機関が連携を図り、当事者の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援を途切れることなく提供することが必要です。

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族を支えることは社会全体の責務です。

県では、これまで、2008年に、犯罪被害者等の総合相談窓口である「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を、2013年には、性暴力被害者をワンストップで支援する「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設しました。さらに、2015年度末には、県内全ての市町村に犯罪被害者総合窓口が設置されるなど、その支援を充実させてまいりました。

2018年3月、犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現により県民福祉を向上させることを目的に、議員提案により、福岡県犯罪被害者等支援条例を制定しました。

本計画は、この条例に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

本計画において、「犯罪被害者等支援体制の整備・充実」、「精神的・身体的被害及び生活基盤の回復」及び「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」の3つの基本方針に基づき、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族に寄り添った、温かみのある施策をより充実させてまいります。県民の皆さまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただいた、福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいた多くの方に心から感謝申し上げます。

2018年12月

福岡県知事 小川 洋

